

# 令和2年第3回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和2年9月18日 午前10時00分

---

## ○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人    2番 友岡みどり    3番 岩花寛之    4番 田中唯登志  
5番 廣崎誠治    6番 宮本理一郎    7番 峯 新一    8番 三田敏和  
9番 安元慶彦    10番 茂呂孝志    11番 荒牧弘敏    12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

---

## ○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆・ 会計管理者 佐矢野 靖  
総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 堀 綾一・ 開発交流推進課長 熊谷豊司  
税務課長 堀田京介・ 住民課長 垂水勇治・ 長寿福祉課長 垂水英治  
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 円入忠義・ 建設課長 尾崎幸光  
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

---

## ○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好  
議会事務局 宮野英治

## ○議事日程

### 令和2年第3回上毛町議会定例会議事日程

令和2年9月18日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 認定第 1号 令和元年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 令和元年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 令和元年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第55号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第16 議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第17 発議第 2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書  
(案)
- 日程第18 発議第 3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激  
な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書 (案)
- 日程第19 議案第57号 工事請負契約の締結について (防災行政無線デジタル化  
工事)
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第21 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

## ○ 会 議 の 経 過 （ 3 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。

一礼して御着席願います。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、9月8日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告いただきますので、配付した議事日程とは異なりますが、御了解ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解ください。

委員会付託案件の審議が終了した後、本日、町長より提出された追加議案の上程を行い、提案理由の説明並びに内容説明に引き続き、質疑、討論、採決を行います。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員会委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、認定第2号、日程第4、認定第3号、日程第7、認定第6号、日程第8、認定第7号、日程第13、議案第53号、日程第14、議案第54号、以上6件を議題とします。

文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は9月14日月曜日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時50分開会、9時29分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定4件、条例改正2件の計6案件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。なお質疑については多岐にわたっているため、主要な質疑のみ報告させていただきます。

認定第2号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、最初に長寿福祉課長に決算内容について、子ども未来課長に特定健康診査について説明を求めました。令和元年度の歳入総額は8億4,551万6,000円、歳出総額は8億1,546万6,000円となっております。国保医療費総額としては7億3,800万円、前年対比1,270万円の減額です。1人当たりの医療費は4,000円プラス、国保の広域化後2年目、平成20年度以降増加傾向でありましたが、平成28年度から減少傾向となっております。主な要因は、高額医療者の減少が要因です。生活習慣病の予防、改善を中心に医療費抑制の取組を推進しており、医療費、保険料の高額抑制、健康保険財政の安定化を図っております。特定健診は対象者1,433名に対し実績635人、44.3%となっております。

質疑。特定健診実績の基本集団健診の中に個別健診は含まれているか、含まれているのであればそれぞれの割合は。個別健診は含まれている。類似町村と比較して当町の受診率の状況は、受診率は県内で上位6番目となっております高いと言える。

質疑。対象者のうち人間ドックなど個別健診の把握は。答弁。特定検査の未受診者に対する調査を行っており、医療機関から情報提供を受け、特定健診を受けたとみなしている。

質疑。不納欠損の内容は。答弁。生活困窮、居所不明、回収し得る財産がない等が主な理由です。

質疑。インセンティブ事業、消耗品の内容は。答弁。特定保健指導を受けた方に大

平楽温泉券500円分を進呈している。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第3号 令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。歳入1億3,640万9,000円、昨年度対比811万の減、歳出1億3,279万4,000円、昨年対比27万3,000円のプラス、保険料は8,731万8,000円、前年対比428万円の増となっております。

後期高齢者医療制度は発足11年目となっており、通知、それから電話による口座振替の勧奨や収納確保を行っております。被保険者数は1,435名、保険料の収納率は99.75%となっております。

質疑。滞納納付の指導はどのようにしているか。答弁。口座振替の勧奨、納付の指導を電話等で行っている。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第6号 令和元年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、最初に教務課長に説明を求めました。歳入1,263万591円、歳出1,189万8,282円、新規の貸付けが6件、継続が16件の合計22名に貸付けをしており、貸付額は1,158万円となっております。返還者55名、返還金は1,019万6,800円となり、返還金は順調に返還されております。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、認定第7号 令和元年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、最初に住民課長に説明を求めました。令和2年3月31日で20名、滞納残高6,284万円となっております。昨年度からは28万円の減です。

質疑。滞納元金の返済額は何人分か。答弁。3名分。

質疑。償還促進助成事業補助金2万4,000円の内容は。答弁。通信運搬費などに対する県の補助金。

質疑。新たな徴収方法などはないか、また、国等からの指導は。答弁。京築・田川の合同勉強会を行っている。国からは特別な指導は現時点ではない。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第53号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、最初に長寿福祉課長に説明を求めました。所得税法の税率を改正する法律の

公布に伴う条例改正であり、後期高齢者医療における保険税の滞納は町税に準じており、町税の延滞金の割合等の見直しがされたことによる改正との説明がありました。

質疑。実質的な変更内容は。答弁。還付加算金の延滞金の率が1.1%から0.5%に変更になっております。

討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

次に、議案第54号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、最初に住民課長に説明を求めました。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の省令名の変更に伴う改正であるとの説明を受けました。

質疑なし。討論なし。採決の結果、全会一致での可決となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長からの報告が終わりました。これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、認定第4号、日程第6、認定第5号、日程第9、認定第8号、日程第10、議案第50号、日程第11、議案第51号、日程第12、議案第52号、日程第16、議案第56号、日程第17、発議第2号、日程第18、発議第3号、以上9件を議題とします。

総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は9月15日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員会6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時54分開会、10時32分閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された決算認定3件、条例案3件、予算案1件、議員から提出された意見書案2件の9件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

認定第4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

て、最初に建設課長に説明を求めました。農業集落排水事業については、農業集落内におけるし尿、生活雑排水などの汚水や汚泥を処理する施設の整備を行い、公共用水域の水質保全を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を資することを目的に、八ツ並、吉岡地区及び土佐井地区の2地区において稼働を行っている。令和元年度の事業成果は新たに4戸の新規接続が行われたが、3人の減少となり、令和元年度末で260戸699人の接続となった。接続率は、実戸数の人数に対して75.7%です。令和元年度の歳入実績は6,769万8,639円で、歳出実績は6,725万4,694円となり、実質収支は44万3,945円となっていますとの説明でした。

質疑。最適化整備構想策定委託料とはどういうものか。答弁。両施設全ての機械器具、配管等について点検調査を行い、どう年度ごとに改修していけばいいのか等の修繕費用の均一化をするために策定をしたものです。

質疑。計画的に改善されていると思うが方向性は決まっているか。答弁。先ほど説明しましたが、設備、機器については、耐用年数が15年を過ぎています。今、修理をしながら使用している状況です。交換しなければならない部品についても計画的に行っています。

討論。討論なし。採決。認定第4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、当委員会は、全会一致で認定することに決しました。

認定第5号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に建設課長に説明を求めました。簡易水道事業は、住民に安心安全な生活水を供給することを目的として、上毛簡易水道は二つの給水区域において1,188戸、住民3,683人の方々に日量約710トンの水量を供給しています。令和元年度末の水道普及率は上毛町簡易水道全体で83.9%、旧上毛町簡易水道では83.8%、旧原井簡易水道では86.7%となっています。令和元年度の主な事業として、給水区域内への安定した供給を行うための施設管理を行っています。また、漏水調査により判明した箇所への修繕等を実施しました。令和元年度の決算ですが、歳入の実績は9,533万8,712円で、歳出実績は9,386万5,989円で、実質収支は147万2,723円となっていますとの説明でした。

質疑。安雲の配水池で豊前市内から送られてきた水がオーバーフローしている。知っているか。答弁。町が必要とする水量610トンを送ってもらっている。使用量が



少なければ、その分が余って排出される。

質疑。物体は水ですが、中身はお金、原水を買っている。現場に行った際に側溝にどンドン水が流れている。確認すると配水池から出ている。担当に確認するとごく当たり前の回答でした。これは、そう簡単に言われても一般住民は納得できない。お金を捨てているものと同じ。無駄をなくすべきではないか。答弁。責任水量等もあって企業団から水を少なくすれば捨てるということがない。その辺りを企業団と調整を重ねていきたい。

質疑。これは一般住民から考えると町のお金を捨てているのと同じ。無駄のないようやらないと行政に対する信頼がなくなる。プロの仕事ではない。町長どう考えるか。答弁。御指摘のとおり、うちに限らず各自治体格差はあるが、みやこ町、豊前市は多くの水が余っている、捨てている状況です。そういうものを含めて豊前市が提案している豊前市の水をし尿に17倍で希釈して、豊前市は生かしたい。うちもそういうことを考えるべきではないかという交渉も併せてやっている。吉富と上毛は水は要らない。豊前市の余った水だけが希釈するというのはおかしいのではないか。しかも120円で買った水を、我々は余っているのに140円で売りつけられるのはおかしいとして交渉している。議会の方も共同歩調で交渉に応じてほしいと思っているので御理解をいただきたい。

質疑。650トンを超えた水は800トンまで受水できるということですが、実際に責任水量まで行かなくて、使った水だけ責任水量との差額を払わなくてよいのか。答弁。責任水量について1トン120円プラス消費税で払っている。もう1件の答弁。この件は広域でやっている。広域の中でいろんな意見が出ている。上毛町、吉富町は責任水量が少ない。だから、吉富、上毛に関しては水道料を上げたほうがいいのではないかという意見も出ています。ですから、その辺のバランスも含めて、しっかり価格交渉をやっている。決して全く無駄にしているつもりはありませんし、今年は水不足でありませんでした。そういったことも備えていきたいということで御理解をいただきたい。

討論。討論なし。採決。認定第5号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、当委員会は全会一致で認定することに決しました。

認定第8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、最初に開発交流課長に説明を求めました。令和元年度当会計の歳入総額は4,7

37万6,000円、歳出総額は4,266万7,000円で、歳入歳出差引き額は470万9,000円となっている。令和元年度における本特別会計の主な予算執行は、工業等用地の実施設計等業務委託経費と立木伐採等工事経費が主なものです。前年度から繰越しを行い、工業用地として造成を行うために必要な測量、許認可申請及び施設設計等の業務委託が完了し、農地転用後、当該用地の取得を行いました。また、開発行為等の許可後に、立木の伐採、抜根工事を実施しました。本事業の実施により、令和2年度には約2ヘクタールの工業等用地が確保できる見込みですとの説明でした。

質疑。現在、工業用地として造成工事が進んでいるが、佐井川が非常に浅いので護岸工事がどうなっているのか。盛土の高さは実際、今のレベルより高くなると思うが幾らで設計しているか。答弁。佐井川の心配と思われるが、護岸工事等をする場合は県のほうになると思う。過去何十年も越流したことがないと聞いている。河川の協議等もやっている。適正に安全に大丈夫ということで造成地を設定している。盛土に関しては、お墓、県道側がレベルでだんだん下流に従って低くなっている。低くなっているところは河川の堤防より1.5メートル高くなるように盛土をしている。

討論。反対討論あり。採決。認定第8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、当委員会は起立多数で認定することに決しました。

議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。地方税法等の一部を改正する法律がそれぞれ令和2年3月31日、令和2年4月30日に公布されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正する必要があるためということで、減免規定の見直し、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しと軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し、延滞金の割合等の見直し、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例、中止されたイベントに係る入場料等の払戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用、国税における連結の納税制度の見直しに伴う対応等などが説明されました。

質疑。条文が回りくどくて分かりにくい。平均貸付割合というのはどういうものか。答弁。今までは貸付約定平均金利ということで、前々年の11月に発表されていましたが、前々年の10月から前年の9月の1年間の平均金利が貸付約定平均金利となります。今回変わったのが前々年の9月から前年の8月、要は8月現在の過去1年間の平均金利として、平均貸付割合という名前に変更されて告示されました。実質10月

から9月と9月から8月の1年間で、平均金利というのは1か月のずれしかありません。ほぼ変更はないだろうということで、実質の情勢からしても、ここ数年0.6%で推移しています。変更された数値についても0.6%だろうと見込んでおります。

討論。討論なし。採決。議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、最初に税務課長に説明を求めました。地方税法の一部を改正する条例が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正するものです。内容については、減免規定の見直し、低未利用土地等の譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などです。

質疑。質疑なし。討論。討論なし。採決。議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。所得税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、これに準じて条例の一部を改正する必要がある。延滞金の年率14.6%及び納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間について年率7.3%を当分の間、変更するとの内容でした。改正の施行期日は令和3年1月1日となっているとの説明でした。

質疑。質疑なし。討論。討論なし。採決。議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例については、当委員会は、全会一致で可決することに決しました。

議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、最初に建設課長に説明を求めました。歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれの総額に歳入歳出それぞれ125万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,977万3,000円にするものです。15節の工事請負費で吉岡地区管路施設布設替工事費125万円を計上しています。吉岡地区の県道新吉富豊前線拡幅工事に伴い、県道内に布設してある農業集落排水、污水管の本管の移設工事、延長約12メートルと県工事の期間中の本管をかわすための仮設管工事、約40メートルを行うため、その工事費125万円をお願いしているものです。

質疑。これは前回あったものと同じものか。答弁。6月議会で答弁しましたが、占

用物件の移転改築については、占有者が原形に復旧することになっています。

討論。討論なし。採決。議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)について、最初に提案者に補足説明を求めました。

補足説明後、質疑。質疑はありません。討論。2名の賛成討論があり。採決。発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)については、当委員会は起立多数で採択することに決しました。

発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)について、質疑を経て討論を行い、反対討論2名がありました。採決。発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)について、当委員会は、起立多数で採択することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(宮崎昌宗君) 委員長の報告が終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長(宮崎昌宗君) 日程第2、認定第1号、日程第15、議案第55号、以上2件を議題とします。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

峯委員長。

○予算決算委員長(峯 新一君) それでは、予算決算常任委員会の報告を申し上げます。

本定例会で当委員会に付託されました案件は、町長から提出された決算認定1件、補正予算1件の計2案件であります。当委員会は、9月16日に委員会を開催し、付託された議案の審査を行い、次のとおり決定しましたので報告申し上げます。

まず、認定第1号 令和元年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、最初に総務課長から令和元年度決算の主要施策の成果について総括説明を受け、詳細については各担当課長から説明を受けました。当委員会では、長時間にわたり、令和元年

度決算書及び諸施策の成果の内容を慎重に審査し、採決の結果、賛成多数で認定することに決しました。

次に、議案第55号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,471万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億1,176万5,000円とする内容等の説明を総務課長及び各担当課長から受けました。

当委員会では、慎重に審査し、採決の結果、全会一致での可決に決しました。

以上で当委員会の報告を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、認定第1号 令和元年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。反対討論ありませんか。廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）令和元年度一般会計決算認定の反対討論を行います。

認定第1号 令和元年度一般会計決算を反対の立場から討論します。令和元年度一般会計決算について、私はこれまでも大池公園整備事業については、計画当初から何度も何度も反対しています。遊歩道整備及び第2段階の前倒し等もたまり場、親水テラスの工事費用は税金の無駄遣いと思います。

以上の理由により、この大池公園整備事業の記載のある令和元年度一般会計決算の認定については反対します。以上です。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

ほかに討論ありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第1号は反対の立場から討論いたします。

反対の理由の第1は、平成31年度の大池公園整備事業は園路の延長として新たに観光拠点にしたいと、たまり場整備事業を行ったが、この計画は庁舎内だけで決めた

ことであり、必要性のない整備事業であります。

2点目、上毛町立体育館建設の必要性は認めるが、新体育館建設は町民に事前の説明もなく、体育館建設の増工工事の平均坪単価は約290万と非常に高いにもかかわらず、増工の内容の説明が不十分である。また、多くの建設費が投入されるにもかかわらず、今後の町の財政計画を示さないままに事業計画を進めている。

3点目、成恒地区の工業誘致計画は、周辺住民に事前の説明もなく用地の整備事業を進めている。

4点目、小学校の給食調理業務委託は食育という観点から考えると好ましい実施方法ではありません。

5点目、同和行政は法が失効しているので中止すべきです。

6点目、築城基地協賛会負担金、自衛隊協力助成金は、イベントや各種大会、航空祭などに使われています。自衛隊が行う各種大会やイベントに町が補助する必要はありません。

以上の理由を申し上げまして、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第1号 令和元年度上毛町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、認定第2号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第2号は反対の立場から討論いたします。

国保の加入者のほとんどの方は国保税の負担が重いと言っています。国は1984年まで医療費の45%を負担していましたが、医療給付費の50%にして国の医療費

の負担割合を引き下げてきました。国の国保の運営の在り方に問題があるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第2号 令和元年度上毛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、認定第3号 令和元年度上毛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、認定第3号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者を切り離して差別医療を押しつけるものであるので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、認定第3号 令和元年度上毛町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第5、認定第4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、認定第4号 令和元年度上毛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第6、認定第5号 令和元年度上毛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、認定第5号 令和元年度上毛町簡易水道



事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第7、認定第6号 令和元年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、認定第6号 令和元年度上毛町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第8、認定第7号 令和元年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、認定第7号 令和元年度上毛町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第9、認定第8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） 私は、認定第8号に反対の立場から討論いたします。

成恒地区の工業用地計画は、事前に地元説明も開かずに整備を進めているので、この決算認定に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案認定であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君） 起立多数。したがって、認定第8号 令和元年度上毛町工業等用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君） 日程第10、議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第50号 上毛町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第11、議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第51号 上毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第12、議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第52号 上毛町諸収入金督促手数料及び延滞金徴収並びに滞納処分執行条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第13、議案第53号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第53号 上毛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第14、議案第54号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第54号を反対の立場から討論いたします。

マイナンバーはセキュリティーに不安なところがあり、個人情報漏れるおそれがあるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第54号 上毛町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第15、議案第55号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本議案第55号に賛成の立場より討論いたします。

新型コロナウイルスが全国に蔓延する現状にあつて、住民の健康、児童生徒たちの学校教育環境、老人介護の施設現場及び子育て世代の生活苦の公的機関におけるリモート会議等備品対策等において急を要する事案ばかりでございます。

よつて、私は本補正予算については速やかに執行すべきと考え、賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがつて、議案第55号 令和2年度上毛町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第16、議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第56号 令和2年度上毛町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長(宮崎昌宗君)日程第17、発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書(案)、これから討論を行います。

反対討論はありませんか。宮本議員。

○6番(宮本理一郎君)私は、発議第2号に対し、反対の立場より討論いたします。

世の中に平和を願わない人はいるのでしょうか。しかし、生きた現実世界を見たとき、一つ、中国は日本を射程に入れた中距離ミサイル200基を配備しております。北朝鮮は中距離ミサイルの200発以上、核弾頭小型化をしております。これに対し米国は、日本に中距離ミサイルの配備を内密のうちに要求している現実もございます。日本は、この150年間で、日清、日露、第1次大戦、第2次大戦と4度の戦争を経験しているのであります。

皆様も昨夜のニュースを聞いた方はいると思いますが、中国による台湾の防空識別圏の侵入で、台湾情勢が一気に緊迫しております。この関係で、米中対立が一層深刻化の懸念がございます。政治的にも軍事的にも、パワーバランスで世界の平和が保たれているのが現在の世界でございます。このパワーバランスが崩れたとき、世界は厳しい惨めな状況に変貌するであらう。

国民の生命、財産、日々の平和な生活を保障する責任ある政府としては、このパワーバランスを保つためにも核兵器不拡散条約に署名、批准をしたくともできない現実があることを我々は認知しなければなりません。

したがって、私はこの発議第2号に反対するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。友岡議員。

○2番（友岡みどり君）私は、賛成の立場から発言させていただきます。

上毛町は爆心地投下の中点ということで、未来をつなぐ平和の架け橋事業として平和記念事業を取り組んでおります。本町として、長崎、広島の被爆県を協賛するためにも、核兵器完全廃絶の態度をとるべきと考えております。

これを反対するという事は、核兵器保有を容認するというふうに解釈されるというふうに思っております。

そういう考えで賛成をさせていただきます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案採択であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（宮崎昌宗君）起立少数。したがって、発議第2号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）は、原案を採択しないことに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。友岡議員。

○2番（友岡みどり君）本町は、今議会におきまして健全化判断比率、それから地方債の減額とともに実質赤字もなく、健全な財政というふうに見受けられます。しかしながら、国の経済の低迷により大きく国は減収しており、さらに、コロナ対策救済事業費として多大な負担を強いるというふうに予測もされます。そういう観点から、国も厳しい財政状況であります。今日は我慢のときであり、国民に痛みを伴う改革も今後必要とされていることから、この時期に、この意見書案を提出することは時期早尚であるというふうに考えて反対するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、この意見書について反対の立場から討論をいたします。

現下の我が国はコロナ禍によって社会構造が変わってしまい、平時ではない非常事態で国難であります。感染症対策に要する莫大な財政出動や経済の冷え込みが進んでいます。中小企業の倒産や生産の抑制、雇い止めや失業者は5万人を超えていると言われております。

このようなときに、地方に対しては今までどおりに配慮するように要求することは、いかがなものかと思えます。むしろ、地方が国に何かできるのかと考えることも必要ではないかと思えます。地方と国が一体となって、この国難を乗り越えていくべきではないでしょうか。

一昨日、総理大臣に就任した菅さんは、地方の活力なくして国の活力はないと明言しています。これから地方重視の政治が進むものと確信をしています。また、地方財政法にもありますように、「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自主性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」とあります。

もし私はこの意見書が採択するような事態になりますと、本町が来年度計画しております大型のプロジェクト等も再度慎重に検討して決めていかなきゃならない事態になるのではないかと思いますし、私の判断では、現在の上毛町は財政的にも、そう行き詰まったわけでもありませんし、町長が将来を見越しての大型のプロジェクトということで進んでいるというふうに思っております。

そういうようなことから、こういう国に対しての意見書を出すべきではないというふうにも解釈するわけでございます。

以上の観点から意見書採択に対して反対の討論をいたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案採択であります。



本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)は、原案のとおり採択することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）これから本日の追加議案の上程を行います。なお、議案の上程に際し議案名の朗読は省略します。

日程第19、議案第57号 以上1件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君）まずもって、本定例会に提出いたしました令和元年度決算認定並びに一般会計補正予算等、全議案を御承認、御可決いただきましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました追加議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第57号、工事請負契約の締結についてであります。令和2年度当初予算において、継続費として御可決いただいております上毛町防災行政無線デジタル化工事につきまして、9月14日に受託候補者との仮契約を締結いたしましたので、上毛町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、1議案であります。有事に備える意味においても極めて重要な案件でありますので、慎重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は、本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は、議案内容の説明に対する質疑と併せて行いますので、御了承ください。

日程第19、議案第57号、工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化工事）を議題とします。議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君） それでは、議案第57号を御説明いたします。

議案第57号、工事請負契約の締結について、上毛町防災行政無線デジタル化工事について、次のとおり工事請負契約を締結する。

令和2年9月18日提出。上毛町長、坪根秀介。

記といたしまして、1、契約の目的。上毛町防災行政無線デジタル化工事。

2、工事場所。上毛町内一円。

3、契約の方法。随意契約。

補足でございますが、本工事の業者選定を公募型プロポーザル方式により行っておりますので、契約方法につきましては随意契約となるものでございます。

4、契約金額。3億2,780万円。

5、契約の相手方。福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号、東芝インフラシステムズ株式会社九州支社支社長、村田茂。

6、工期。本契約の効力発生の日から令和5年3月31日。

理由でございますが、上毛町防災行政無線デジタル化工事に係る工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それから別紙といたしまして、説明資料のほうを添付させていただいておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君） 公募型のプロポーザルの募集という形を取っておりますけど、福岡県内でこの方式を取っているところは承知していますか。自治体が幾らあるとか。

○総務課長（永野英憲君） 県内でこの公募型プロポーザル方式を取っているということにつきましては、ちょっと承知をしておりません。何自治体あるかは、承知はしておりません。

○議長（宮崎昌宗君） 廣崎議員。

○5番（廣崎誠治君）私がちょっと調べただけでは、大牟田市、須恵町がやっているみたいです。こういう形、公募型で、限度額5億8,429万8,000円で継続費で総額を決めておりますけど、これで3億2,780万で契約できたということは、2億円近く安くなっているんですけど、これが、こういう方式でやったからという形で捉えているのでしょうか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回につきましては、プロポーザル方式ということで、この方式につきましては、まず、先ほど町長も言いましたように受託業者の決定を行うだけの方式でございます。その受託候補者を決定した後に、再度、仕様等、また工事価格等については協議を行うというような方式でございますので、今、議員が言われるようなことで、このプロポーザル方式を取ったことによる、その工事費の減額ということで考えております。

○議長（宮崎昌宗君）廣崎議員。3回目です。

○5番（廣崎誠治君）あと、この工事が完成した後の保守契約等については、どういふふうに考えておりますか。

○総務課長（永野英憲君）保守契約につきましては、今、受託候補者が決定して、今回議会で本契約者ということになろうかと思っておりますので、受託契約については工事が今から3年程度かかります。その段階で、しっかり協議を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）まず、8点ほどお伺いいたします。

この契約をプロポーザル方式、随契にした理由、その点をまず伺います。

それで、プロポーザルにしたということで応募は何社あったのか、設計金額は幾らか、それから落札率は幾らか、瑕疵担保特約による担保責任存続期間は何年ですか、契約保証金はどうなっていますか、それから監督、検査体制はどうなっているのか、連帯保証人はどうなっているのか。

議会では、3月議会に当初予算がたしか予算計上では2億4,000万程度だったと思います。その後、追加されていると思うんで、それぞれ積算根拠が違って来たと思うんですが、積算根拠の違いがどこにあるのかお尋ねいたします。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。本日、提案採決しますし、質問内容が多いですので、

1 答ずつで結構ですよ。それと資料に載っていて見れば分かる内容は質疑しないでください。

どうぞ、総務課長。

○総務課長（永野英憲君）プロポーザルの理由でございます。まず考えたのは、まず契約の方法としては、今までどおりの競争入札等が考えられますが、ある自治体で競争入札でやったというようなことで、予定価格、また最低制限価格を公表しておりましたので、くじになったと。くじになって、ある業者が取られたんですが、今回うちの場合は、今現行、アナログ方式、ここにあります東芝さんのものなのですが、違う業者さんが取られたというようなことで、さあ、今から工事に入りますよというような段階で、かなりの支障が出ているというようなことをお聞きしております。

今回につきましては、この防災無線のデジタル化工事につきましては、まず高度な知識、それから専門的な技術や創造性、それから構想力などが要求される業務というふうに我々認識しております、そういう中で、そういうしっかりした業者さんのほうから提案書、企画書等提出いただいて、しっかりまず審議をさせていただいて、先ほど言いましたように受託候補者を決定させていただくというようなことで、今回は公募型のプロポーザル方式を採用させていただいたということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）次、何ですか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）プロポーザル方式でね、応募は何社あったのか、それを伺っています。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それにつきましては、お手元にお配りをしております資料の2の2を御覧いただければ、参加申込みが4社でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）落札価格は幾らでしたか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）落札価格につきましては、今、議案の中に御提出させていただいております3億2,780万円でございます。

○議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）落札率です。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

- 総務課長（永野英憲君）落札率につきまして、64.3%でございます。
- 議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）瑕疵担保の存続期間は。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）これにつきましては、現在、瑕疵担保という言葉ではございません。契約不適合責任期間というようなことで民法が改正されております。期間につきましては、2年間。ただし、重要な過失等あった場合は、民法が適用されるというようなことで10年間ということでございます。
- 議長（宮崎昌宗君）茂呂議員。
- 10番（茂呂孝志君）契約保証金と、それから監督、検査体制はどうなっているのか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）契約保証金につきましては、3,278万円、10%でございます。内容につきましては、契約保証会社のほうを通してということですが、
- それから監督につきましては、監理業者ということで実施設計を行いました業者さんと今、監理契約のほうを結んでおります。実質の監督につきましては役場職員になるかと思いますが、そういう御支援を受けて、しっかり今からの施工については、監理を行っていくということで考えております。
- 議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。三田議員。
- 8番（三田敏和君）5番目に主な要求水準というようなことが書かれておりますが、概要的にイラストでこういうもんやというようなイメージちゅうのは、もうできておりますか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）ちょっとよく聞き取れなかったもので、もう一度お願いします。
- 議長（宮崎昌宗君）どうぞ。
- 8番（三田敏和君）我々に説明とか、地域に説明するための概要とかというようなものがイメージ図でできておりますでしょうか。
- 議長（宮崎昌宗君）総務課長。
- 総務課長（永野英憲君）一応、この地域の説明ということになれば、まず戸別受信機の設置というようなことになろうかと思っております。それにつきましては、今回の契約が行われた後に提案は受けておりますので、そういうところもしっかり今からやらせて

いただきたいというふうに思っております。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）それがいつ頃、我々が見れるというか、そういう時期になるんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）一応、今年度の2年度の契約が、親局が本年度完了するというようなことで考えておりますので、その段階以降にはなろうかと思えます。しっかり地域の皆さんに御説明ということは、それ以降になろうかと思えます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員。

○8番（三田敏和君）そういう中で、基地局、中継局とかが、今の数より恐らくずっと増えるんだと思うんですが、その辺はどういう感じなんですかね。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）基地局、親局、中継局等については、今の数とは変わりません。今回、QPSK方式という方式を採用しておりますので、今までのアナログよりは電波が通るといような方式でございます。

○議長（宮崎昌宗君）三田議員、4回目ですけれども。まだですか。どうぞ。

○8番（三田敏和君）今までと同じ基地局、中継局というようなことを言われましたね。デジタルであれば、意外と直線以外のところは入りにくいというふうに僕は感じているんですが、そういうことはないということなんですね、なら。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回二つの方式のほうを実施設計の中で調査をしております、一つが16QAM方式です。もう一つは先ほど言いましたQPSK方式、エリアをしっかりと町内全域調査をしておりますので、今言われるようなことはないと思えます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。茂呂議員、もう質疑は終わった感じですか。8項目の続きですか。

○10番（茂呂孝志君）最初にね、言ったことが一つ残っている。

○議長（宮崎昌宗君）答弁漏れですね。どうぞ。

○10番（茂呂孝志君）当初予算ではね、2億4,000万ぐらいやったと思います。それがかなり上積みされています。この積算根拠の違いをちょっとお尋ねしたんです。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）茂呂議員が言われている当初予算につきましては、令和2年度の年割額のことだと思います。今回、継続費で総額は5億8,429万8,000円の子算額をいただいていますので、その範囲内、許容額といいますか、年割額の許容範囲内で今回は工事ができるというようなことでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

○10番（茂呂孝志君）積算根拠、これは。

○議長（宮崎昌宗君）答弁漏れですか。総務課長。

○総務課長（永野英憲君）積算根拠につきましては、実施設計しっかりやらせていただいておりますので、実施設計が積算根拠でございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）議案第57号は反対の立場から討論いたします。

議案の考案日は本来3日ではありますが、前日、議案が配付されました。考案日が確保されていないというのも一つの理由であります。それから、予算の増額した積算根拠が十分説明されていないというこの2点で反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第57号、工事請負契約の締結について（防災行政無線デジタル化工事）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（宮崎昌宗君）日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

○議長(宮崎昌宗君) 日程第21、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員会委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

---

○議長(宮崎昌宗君) 以上で本日の日程は全て終了しました。これで会議を閉じます。

令和2年第3回上毛町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時13分



○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員